



2025年2月6日

各 位

会社名 住友不動産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 仁島浩順  
(コード番号 8830 東証プライム)  
問合せ先 執行役員管理部長 茂木哲也  
(TEL : 03-3346-1042)

## 住友不動産グループ従業員に対する 勤続功労株式報酬制度(株式交付信託)の対象拡大に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、住友不動産ハウジング㈱に從事する従業員向けに導入予定の勤続功労株式報酬制度（2024年12月16日公表。以下「本制度」といいます。）の対象を、当社グループ全体に拡大することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の対象拡大の理由

本制度は、毎年の貢献に応じて割り当てられる株式が年々累増するとともに、当社の株価上昇によってさらに受取報酬が増えるという期待が醸成されることにより、当社の基本方針である持続的成長による企業価値の向上に、大いに力を発揮してもらうための人的資本投資です。

昨年12月に、長年にわたるこれまでの勤続功労に報いるとともに、分社してもなお当社グループの主要な事業部門であり大事な仲間であることは変わらないという経営方針の理解浸透を第一の目的として、まず、ハウジング事業に從事する従業員に本制度を導入することとしました。

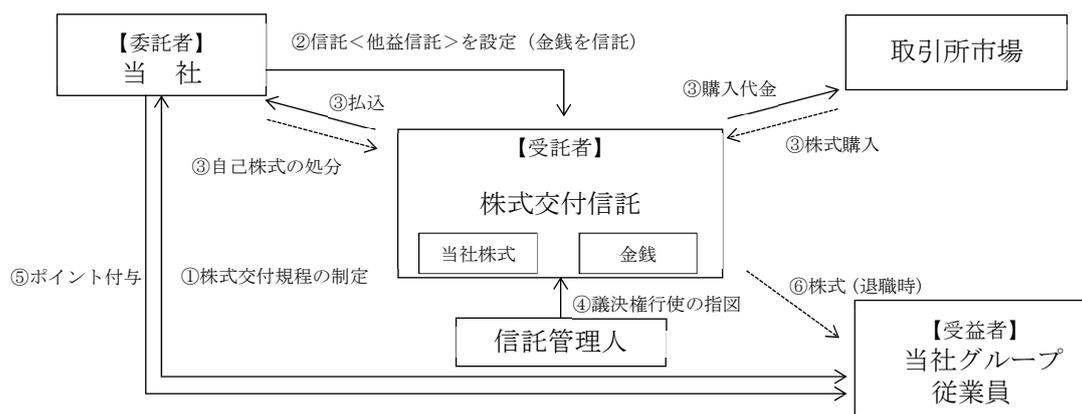
一方、当社はこれまで、グループ各社で異なっていた人事・福利厚生制度の統一や健康保険組合の統合など、グループ各社間の垣根を取り払い、グループ一体経営を強力に推進するための諸施策に取り組んでおります。今般、グループ従業員が一丸となって企業価値向上に取り組むべく、本制度につきましても、当社グループ従業員（退職金制度がある当社従業員、グループ会社を除く）に対象範囲を拡大して導入することといたしました。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）の受託者が、当該金銭を原資として当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行ったうえで、従業員のうち一定の要件を充足する者（以下「対象従業員」といいます。）に対して当社が付与したポイントに応じた数の当社株式を退職時に交付するという、勤続功労株式報酬制度です。

当該ポイントは、当社が制定する株式交付規程に従って、各自の業績貢献に応じて毎年対象従業員に付与されます。退職時に各従業員に交付される当社株式の数は、付与されたポイント数によって決まります。本信託による当社株式の取得資金は、上記の通り全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

なお、本信託における当社株式の取得内容（金額、取得方法）等の詳細は、決定次第あらためてお知らせいたします。



- ① 当社は当社グループの従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は対象従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人が受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権行使を行います。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は毎年、対象従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした対象従業員は、退職時に、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。

### 3. 本信託について

|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 名称     | 従業員向け株式交付信託                           |
| (2) 委託者    | 当社                                    |
| (3) 受託者    | 未定                                    |
| (4) 受益者    | 対象従業員のうち受益者要件を満たす者                    |
| (5) 信託管理人  | 当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定              |
| (6) 議決権行使  | 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じて議決権を行使します |
| (7) 信託の種類  | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                    |
| (8) 信託規模   | 100 億円（概算）                            |
| (9) 信託契約日  | 未定                                    |
| (10) 信託期間  | 信託契約日より 10 年間                         |
| (11) 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること             |

以 上